

学業費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学業費用補償特約付海外旅行保険契約	この特約を付帯した普通約款（＊1）に基づく保険契約をいいます。
学費	学校に納付する費用のうち、在学期間に対応して必要となる費用（＊2）をいいます。ただし、在学期間に対応せず必要となる費用（＊3）または学校による授業等のサービスの提供に直接関わらない費用（＊4）は含みません。
学校	一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。
危篤	重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
継続契約	学業費用補償特約付海外旅行保険契約の保険期間の終了日（＊5）と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。
授業等	授業、実験・実習、試験、その他の学校行事または学校施設の利用等をいいます。
退学	学校の規定する年限を終了せずにその学校の学籍を喪失することをいいます。
退学日	学校の規定または決定に従い、学籍を喪失した日をいいます。
扶養者	被保険者の親族のうち、被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
保険事故	扶養者が、被保険者が扶養者に扶養されなくなる原因となった第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の①から③までのいずれかに該当することおよび被保険者が同条（2）の表の①から③までのいずれかに該当することをいいます。
未経過就学期間	下表のいずれかに掲げる日の翌日から、被保険者が既に学校に納付した学費により授業等を受けられる期間の末日までの期間をいいます。 ① 扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の①から③までのいずれかに該当した場合は、被保険者の退学日 ② 被保険者が同条（2）の表の①に該当した場合はまたは同条の表の③の死亡に該当した場合は、その該当した日 ③ 被保険者が同条（2）の表の②に該当した場合はまたは同条（2）の表の③の危篤に該当した場合は、被保険者の退学日
留学生	勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在する者をいいます。

（＊1）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2）授業料、施設設備費、実験・実習費、施設設備管理費等をいいます。

（＊3）入学金等をいいます。

（＊4）寄付金等をいいます。

（＊5）その学業費用補償特約付海外旅行保険契約が終了日前に解除されていた場合、その解除日をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

（1）当会社は、扶養者が下表のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養されなくなった場合には、それによって被保険者が退学したことにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、学業費用保険金を被保険者に支払います。

①	保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
②	保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の1. から10. までに掲げる区分において100%の割合に認定された場合
③	保険期間中に扶養者が疾病を発病し、その疾病によって、保険期間中に死亡した場合または危篤になった場合

（2）当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって被保険者が退学したことにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、学業費用保険金を扶養者または被保険者に支払います。

①	保険期間中に被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
②	保険期間中に被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の1. から10. までに掲げる区分において100%の割合に認定された場合
③	保険期間中に被保険者が疾病を発病し、その疾病によって、保険期間中に死亡した場合または危篤になった場合

（3）（1）の表の②または（2）の表の②の規定にかかわらず、扶養者または被保険者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

（4）（1）の表の②または（2）の表の②にいう別表1の1. から10. までに該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の1. から10. までに掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、別表1の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。

（5）傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し（1）から（4）までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合には、学業費用保険金を支払います。ただし、別表1の7. から9. までに掲げる上肢（＊1）または下肢（＊2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。

（6）（1）の表の②または（2）の表の②において、既に身体に障害の存在していた扶養者または被保険者が（1）または（2）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の1. から4. までのいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の1. から10. までに掲げる割合を適用します。

（7）被保険者が（2）の表の①または（2）の表の③のうち死亡に該当したことにより学業費用保険金を支払う場合で、扶養者が既に死亡しているときは、当会社は、（2）の規定にかかわらず、学業費用保険金を被保険者の法定相続人に支払います。この場合において、法定相続人が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により学業費用保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

（＊1）腕および手をいいます。

（＊2）脚および足をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の表のいずれかに該当する状態になった場合または被保険者が同条(2)の表のいずれかに該当する状態になった場合の損害に対しては、学業費用保険金を支払いません。

①	保険契約者（＊1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
②	①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、学業費用保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	扶養者または被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	扶養者または被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格（＊2）を持たないで自動車等（＊3）を運転している間 イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	扶養者または被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑥	扶養者または被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社が学業費用保険金を支払うべき傷害もしくは疾病の治療によるものである場合には、学業費用保険金を支払います。
⑦	扶養者または被保険者に対する刑の執行
⑧	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
⑨	核燃料物質（＊4）もしくは核燃料物質（＊4）によって汚染された物（＊5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑩	⑧もしくは⑨の事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
⑪	⑨以外の放射線照射または放射能汚染

(＊1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(＊2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(＊3) 自動車もしくは原動機付自転車をいいます。以下この特約において同様とします。

(＊4) 使用済燃料を含みます。

(＊5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、学業費用保険金を支払いません。

①	扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の表のいずれかに該当する状態になった時または被保険者が同条(2)の表のいずれかに該当する状態になった時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒（＊1）でない場合
②	扶養者が第2条(1)の表のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合

(＊1) 学校への入学手続を終えた者を含みます。以下この特約において同様とします。

第5条 (留学継続費用補償特約との関係)

この保険契約に留学継続費用補償特約が付帯されている場合で、扶養者が該当した第2条（保険金を支払う場合）(1)の表のいずれかの状

態により留学継続費用保険金が支払われるときには、当会社は、学業費用保険金を支払いません。

第6条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、学業費用保険金額（＊1）に次の割合を乗じて得た金額を、学業費用保険金として一時に支払います。

未経過就学期間の日数

被保険者が既に学校に納付した学費により授業等を受けられる期間の総日数

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が既に学校に納付した学費の額が学業費用保険金額（＊1）よりも低い場合は、当会社は、その学費の額に(1)の割合を乗じて得た金額を、学業費用保険金として一時に支払います。

(3) 被保険者が分割して学費を納付しているときは、(1)および(2)の学費とは、分割された学費のうち被保険者の退学日を含む期間に対するものをいいます。

(＊1) 保険証券記載の学業費用保険金額をいいます。

第7条 (死亡の推定)

扶養者または被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者または被保険者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の表の①の傷害によって、または被保険者が同条(2)の表の①の傷害によって死亡したものと推定します。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等（＊1）がある場合において、支払責任額（＊2）の合計額が、この保険契約の支払限度額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を学業費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（＊2）
②	他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金が支払われた場合	損害額から、他の保険契約等（＊1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊2）を限度とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等（＊1）に支払責任額（＊2）がこの保険契約の支払責任額（＊2）を超えるものがある場合は、(1)の表の②の「この保険契約の支払責任額（＊2）」を、「他の保険契約等（＊1）の支払責任額（＊2）のうち最も高額なもの」に読み替えるものとします。

(＊1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(＊2) それぞれの保険契約について他の保険契約等（＊1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第9条 (扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第10条 (事故の通知)

(1) 保険契約者、被保険者、扶養者または学業費用保険金を受け取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合は、下表に掲げる

事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、保険事故発生の状況および傷害または疾病の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者もしくは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 扶養者または被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に、行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。
- ③ 他の保険契約等（＊1）の有無および内容（＊2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ④ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出することおよびその他当会社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者、扶養者または学業費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の表の①から④までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて学業費用保険金を支払います。

（＊1）第2条（保険金を支払う場合）（1）（2）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（＊2）既に他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 （保険金の請求）

（1）学業費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、下表のいずれかに該当する状態になった時から発生し、これを行使することができます。

- ① 扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の表の①から③までのいずれかに該当する状態になったことまたは被保険者が同条（2）の表の②に該当する状態になったこともしくは同条（2）の表の③の危篤に該当する状態になったことにより、被保険者が退学をした時
- ② 被保険者が第2条（2）の表の①に該当する状態になった時または同条（2）の表の③の死亡に該当する状態になった時

（2）被保険者または学業費用保険金を受け取るべき者が学業費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 第2条（1）の表の①または同条（2）の表の①の事由による場合
 - ア. 当会社の定める傷害状況報告書および公の機関（＊1）の事故証明書
 - イ. 死亡診断書または死体検案書
 - ウ. 被保険者の印鑑証明書または旅券
 - エ. 被保険者の戸籍謄本
 - オ. 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類
 - カ. 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類（＊2）
 - キ. 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒であったことを証明する書類
 - ク. 被保険者が既に学校に納付した学費の額およびこれにより授業等を受けられる期間を証明する書類
 - ケ. 被保険者が退学をしたことおよび退学日を証明する書類（＊2）
 - コ. 学業費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - サ. その他当会社が普通約款第20条（保険金の支払時期）

（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- ② 第2条（1）の表の②または同条（2）の表の②の事由による場合
 - ア. 当会社の定める傷害状況報告書および公の機関（＊1）の事故証明書
 - イ. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ウ. 被保険者の印鑑証明書または旅券
 - エ. 被保険者の戸籍謄本
 - オ. 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類
 - カ. 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類（＊3）
 - キ. 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒であったことを証明する書類
 - ク. 被保険者が既に学校に納付した学費の額およびこれにより授業等を受けられる期間を証明する書類
 - ケ. 被保険者が退学をしたことおよび退学日を証明する書類
 - コ. 学業費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - サ. その他当会社が普通約款第20条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- ③ 第2条（1）の表の③または同条（2）の表の③の事由による場合
 - ア. 死亡診断書もしくは死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書
 - イ. 被保険者の印鑑証明書または旅券
 - ウ. 被保険者の戸籍謄本
 - エ. 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類
 - オ. 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類（＊4）
 - カ. 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒であったことを証明する書類
 - キ. 被保険者が既に学校に納付した学費の額およびこれにより授業等を受けられる期間を証明する書類
 - ク. 被保険者が退学をしたことおよび退学日を証明する書類（＊4）
 - ケ. 学業費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - コ. その他当会社が普通約款第20条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（＊1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（＊2）第2条（1）の表の①の事由による場合に限ります。

（＊3）第2条（1）の表の②の事由による場合に限ります。

（＊4）第2条（1）の表の③の事由による場合に限ります。

第12条 （当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当会社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または第11条（保険金の請求）および普通約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他の学業費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、扶養者または学業費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者または被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断または死体の検案（＊1）のために必要とした費用（＊2）は、当会社が負担します。

- (＊1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (＊2) 収入の喪失を含みません。

第13条 (特約の失效)

- (1) 保険契約締結の後、当会社が学業費用保険金を支払った場合は、この特約は効力を失います。
 (2) 当会社は、(1)の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返します。

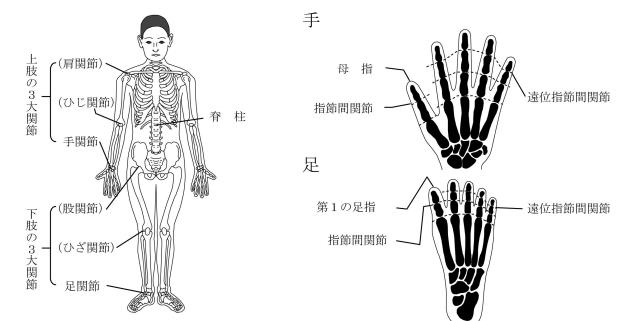
第14条 (普通約款の読み替え)

- (1) この特約については、普通約款第6条（告知義務）(3)の表の③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）に定義する保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。
 (2) この特約においては、普通約款第13条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。
 (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の表の①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (4) 保険契約者または被保険者が(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	15%
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀しゃく、言語の障害	
(1) 咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%

別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
 2. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 3. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 2. および3. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。
 注2 2. および3. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。